

日本学生支援機構奨学金【給付・貸与】の申込基準となる学業成績について

日本学生支援機構の奨学金は、勉学に励む意欲があり、それにふさわしい能力を持った学生が経済的理由により修学をあきらめることのないように支援することを目的として国が実施する制度です。そのため、申し込みの要件として、以下の学業成績基準があります。この基準を満たしていることを確認の上、必要書類を準備してください。また、学業成績を満たしていても、家計基準を満たしていない場合は、不採用となりますのでご承知おきください。

◎申込時の学業成績基準:

※給付奨学金については、①、②のいずれかに該当すること

学年	給付奨学金	貸与奨学金
1 年生	① 高校評定 3.5 以上 ② 「学修計画書」から将来社会で自立し、活躍する目標をもって学修する意欲を有していると確認できること	高校評定 3.5 以上 (第一種か併用貸与を希望する場合のみ)
2 年生	① 修得単位数が 31 単位以上 ② GPA が所属学部の上位 1 / 2	1 年次終了時点で 31 単位以上
3 年生	① 修得単位数が 62 単位以上 ② GPA が所属学部の上位 1 / 2	2 年次終了時点で 62 単位以上
4 年生	① 修得単位数が 93 単位以上 ② GPA が所属学部の上位 1 / 2	3 年次終了時点で 93 単位以上

◎採用後、継続手続き時の学業成績基準

奨学生として採用となった後も、毎年度末に「適格認定」という審査を行い、学業成績が継続の以下の基準を満たしているか確認します。審査の結果、学業成績不振と認められた場合は、その年度をもって奨学金は廃止（打ち切り）となります。

【貸与・給付共通】

1 年終了時 31 単位以上 / 2 年終了時 62 単位以上 / 3 年終了時 93 単位以上

【給付のみ】

単年度 GPA が所属する学年・学部の上位 4 分の 3 に該当すること

※（参考）2024 年度の各学部・学年における GPA 下位 4 分の 1 のライン

	1 年終了時	2 年終了時	3 年終了時
人文学部	2.14	1.71	2.21
法学部	1.39	1.29	1.36
経済経営学部	1.43	1.48	1.96
心理学部	2.36	1.84	2.07